

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 特許と技術標準に関するセミナー開催のご案内

情報産業領域（ICT: Information and Communication Technology）においては、相互接続・相互運用の必要性から技術標準が求められております。しかしながら、権利者間、権利者と技術標準実施者間のライセンス交渉費用の高騰、ロイヤリティの積重ね等の問題により、ICT 技術標準の実施コストの上昇をもたらし、場合によっては技術標準が実施できない状況にも陥りかねません。そのため、如何に各方面の利益を協調し、技術標準中の有効な特許権の授権を獲得することが技術標準の順調な制定及び実施を保障するキーポイントとなります。

パテントプールは、特に ICT 領域において活用されており、他のライセンス方式と比べ、経済効率及び法的リスクにおいて明らかな長所を持っています。しかしながら、パテントプールを中国における技術標準に適用する場合、制度保障、政策策定、具体実施等の多方面にわたる研究が必要です。

そこで、中国北京大学及び日本貿易振興機構の共催により「特許と技術標準に関するセミナー」を開催することになりました。

日時 2011 年 3 月 16 日（水） 13:00～17:30
場所 長富宮飯店 2 階（月季の間）
北京市建国門外大街 26 号 (<http://www.cfgbj.com/>)
主催 中国北京大学、日本貿易振興機構
司会 中国北京大学
定員 70 名
中方 大学、企業、中国政府関係者
日方 日系企業、弁護士
言語 日中同時通訳
費用 無料

参加をご希望の方は、2011 年 3 月 11 日（金）までにお申し込みください。希望人数が制限枠（約 70 名）を超えた場合には、参加をお断りする場合があります。予めご了承ください。

詳細は弊所ウェブサイトをご参照ください。
http://www.jetro-pkip.org/html/qbshow_BID_1872.html

2. 知財関連無料法律相談のご案内

中国ビジネスを展開する上で大きな障害となっているニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地での R&D 活動・技術ライセンス問題など、知的財産権問題を中心とした法律問題について日本語でご相談に応じます。

実施：ご相談に応じ、調整致します。（原則毎月2回、第2・第4水曜日、14：00～17：00の時間内にて原則1時間程度、先着順。）

場所：天達律師事務所内会議室

北京市朝陽区東三環北路8号 亮馬橋大厦写字楼2座19階

担当：天達律師事務所 張青華 弁護士

費用：無料

守秘義務：ご相談いただいた内容については、一切外部公表致しません。

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先までE-Mailにてお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談希望日時
- ・相談内容（可能な範囲で詳細にご記入ください）
- ・相談者（企業名、氏名）
- ・相談者連絡先（電話、FAX、E-Mail）

<申込先>

中国日本商会 IPG 事務局（JETRO 北京センター知識産権部）

E-Mail：post@jetro-pkip.org

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 著作権実施条例など一部法規改正（国家知識産権網 2011年1月24日）
2. 「専利代理条例」改正案、一般向け意見募集（国家知識産権網 2011年2月12日）
3. 立法以来の大改正を迎える「不正競争防止法」、国务院法制弁提出へ（国際金融報 2011年2月16日）
4. 出版管理条例・音楽録画製品管理条例改正、出版物の定義拡大へ（法制日報 2011年2月15日）
5. 国家版權局、著作権法の全面改正作業を急ぐ（法制日報 2011年2月12日）

○中央政府の動き

1. 科技部、イノベーション促進を今後5年間の発展原則のトップに（チャイナネット 2011年1月31日）
2. 胡錦濤国家主席訪米、知財分野の協力強化に期待（国家知識産権網 2011年1月27日）
3. 「十二五」計画における知的財産権4大目標提示、S I P O（中国新聞社 2011年2月13日）
4. ソフトウェア・IC産業の発展支援策が発表、権利登録奨励（中国政府網 2011年2月9日）
5. 科技部、国家科学技術プロジェクトの80%以上が産学研用の連携を実現（科技日報 2011年2月18日）
6. 知的財産権の社会的認知度が9割超、S I P O発表（国家知識産権網 2011年2月18日）

日)

○地方政府の動き

1. 北京市、国際技術移転を強化へ（チャイナネット 2011年1月27日）
2. 吉林省公安局、2ヶ月で知財侵害事件88件摘発（新華網 2011年1月22日）
3. 深セン市地検、保護強化目指し行政と司法の提携を推進（人民網 2011年2月13日）
4. 2020年に売上総額10兆元目指し、中関村発展綱要（国家知識産権網 2011年2月17日）

○司法関連の動き

1. 「日産」を模倣した「日産嘉和」、北京高裁で取消の判決（国家知識産権網 2011年1月26日）
2. 最高裁、2010年の裁判業務で報告書発表（国家知識産権網 2011年2月11日）
3. 傍名牌行為に「NO!」、「五糧液」が「七糧液」を商標権侵害で提訴へ（北京晨報 2011年2月11日）

○統計関連

1. 2010年の商標登録出願、107万2千件（国家知識産権網 2011年1月27日）
2. 中国の国際特許出願数、世界4位に（国家知識産権網 2011年2月10日）
3. 上海、人口百万人当たりの特許登録が299件に（国家知識産権網 2011年1月30日）
4. 国家ハイテク産業開発区内の企業による発明特許出願、国内全体の50%強（科技日報 2011年2月18日）
5. 中央財政の科学技術投資、年平均20%超の伸び（科技日報 2011年2月18日）

○その他知財関連

1. R&D経費支出が史上最高値を更新 GDPに占める割合は1.7%に 2010年（科技日報 2011年1月27日）

=====

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★1. 著作権実施条例など一部法規改正★★★

国務院がこのほど発布した「行政法規の一部の廃止と改正に関する決定」により、著作権法実施条例を含む複数の行政法規の内容の一部が改正された。

「決定」によると、「中華人民共和国著作権法実施条例」の第22条、第29条、第30条などで改正が行われた。このうち、第29条では元の「第31条にいう図書の売り切れと見なす」が「第32条にいう図書の売り切れと見なす」と、第30条では元の「著作権者は著作権法第32条第2項に基づき」が「著作権者は著作権法第33条第2項に基づき」と変更されている。

著作権実施条例の外、「著作権集団管理条例」と「コンピューターソフトウェア保護条例」の内容の一部も改正が行われた。（国家知識産権網 2011年1月24日）

★★★2. 「専利代理条例」改正案、一般向け意見募集★★★

国务院法制弁公室は2月11日、「専利代理条例」改正案について一般向け意見を募集する旨の通達を出した。改正案に対するコメントは、来月10日までにオンライン提出や、書簡、電子メールの方法で提出することができる。

改正案では弁理士による訴訟代理業務の新規増加や、弁理士試験の受験範囲の拡大など、現行の「専利代理条例」に比べて、形式も内容も大きく変わっている。より多くの優秀な人材を弁理士業界に招き、イノベーション事業が求められる仲介業務への高まる需要を満たすのが目的だ。

意見募集の締切日は3月10日。以下の三つの方法で意見を提出することができる。

▽中国政府法制情報網 (<http://www.chinalaw.gov.cn>) でのオンライン提出。

▽書簡。宛先：北京市1750信箱、〒100017。封筒に「専利代理条例修訂草案征求意见」と明記することが必要。

▽電子メール：zldl@chinalaw.gov.cn (国家知識産権網 2011年2月12日)

○中央政府の動き

★★★2. 胡錦濤国家主席訪米、知財分野の協力強化に期待★★★

中国の胡錦濤国家主席は1月18日から21日までの四日間の日程で米国を訪問し、オバマ米大統領と両国関係の発展や、知的財産権保護と新エネルギー、高速鉄道を含め多くの分野での協力強化などについて意見を交わした。

オバマ大統領との会談で、胡錦濤主席は中国政府が知的財産権の保護を一貫して高く重視してきたと指摘するうえ、対中国のハイテク製品輸出の規制緩和を米側に求めた。オバマ大統領がこれに賛同すると表明。19日に発表されたコミュニケでは、中国が政府機関での正式版ソフトウェアの普及を含めた知的財産権保護の取組を引き続き強化するなどの内容が取り込まれている。胡錦濤主席はまた、同日に行われた中米両国の企業家との面会で、「中国で登録した企業はすべて国民待遇を享受する。中国政府は独自開発製品の認証、政府調達、知的財産権の保護においてこれらの企業を平等に扱う」と強調し、米企業の中国進出拡大に期待感を示した。

持続的発展、気候の変化、エネルギー安全など分野の対策が近年、双方の戦略的協力項目となっている。胡錦濤国家主席がオバマ大統領との会談で、双方がエネルギー環境協力の枠組みの中で新エネルギー、高速鉄道など分野における協力を引き続き推し進めるべきだと強調した。双方は20日に原子力発電、風力発電、太陽エネルギーなど分野に係わる13件の協力文書を締結した。国家知識産権局のデータによると、太陽光発電関連材料の特許出願の件数では中国と米国はほぼ同じだったが、太陽光発電市場の成長率は年平均17%で、世界平均の30~40%よりはるかに立ち遅れている。中国現代国際関係研究院の世界政治研究所の高祖貴所長は、知的財産権の開発と活用分野における中米協力は、中国の新エネルギーなど新興産業の発展加速に寄与するだろうとの認識を示した。(国家知識産権網 2011年1月27日)

★★★6. 知的財産権の社会的認知度が9割超、S I P O発表★★★

2月17日に北京で開かれた、国家知的財産権戦略実施作業部門間連絡会議の第5回連絡員全体会議で発表されたデータで、中国の知的財産権に対する社会的認知度はすでに90%を超え、知的財産権を尊重、保護する社会的意識が次第に形成していることがわかった。会議には連絡会議メンバー機関からの連絡員70余人が出席。国家知識産権局(S I

PO)の黄慶・保護協調司長が会議の席上で、「国家知的財産権戦略綱要」実施三年目となる2010年の活動状況を説明した。

昨年には著作権法の改正と「無形文化遺産法」の起草をはじめ、知的財産権に係わる法律または規範的文書44点の作成、改正作業が完成したほか、知的財産権の内容を義務教育課程に導入することを含めた重要施策105項目が実施されるなど、中国の知的財産権法体系がいっそう整備されているという。また、最新の統計によると、多国籍企業が国内で設立した研究開発センターは1400ヵ所以上に達している。「中国の知的財産権保護活動に対する外国企業の信頼感を示すものだ」と黄司長が語っている。(国家知識産権網 2011年2月18日)

○地方政府の動き

★★★4. 2020年に売上総額10兆元目指し、中関村発展綱要★★★

中関村国家自主革新モデル地区は2020年に売上総額が10兆元に達し、ソフトウェアや情報サービス、バイオ医薬、新エネルギーなど分野で技術主導権を握る産業群の形成を実現する。このほど国務院に批准された「中関村国家自主革新モデル地区発展計画綱要(2011~2020年)」でこうした目標が掲げられている。

目標は2段階に分けて実現される。第一段階の目標は2015年に、イノベーションを奨励する体制の確立▽イノベーション能力の大幅な向上▽中関村人材特区のほぼ整備▽イノベーション活動の高度活躍▽国際競争力が世界で上位に入る▽イノベーションの国際化レベルが大幅に向上する——など。そして、世界で影響力を持つ技術イノベーションの中心とハイテク技術産業の基地を実現するために、第二段階の目標として、2020年には環境のいっそう整備やイノベーション能力、効率の大幅向上のほか、▽区内企業の売上総額が10兆元に上る▽ソフトウェアや情報サービス、バイオ医薬、新エネルギーなど分野で技術主導権を握る産業群の形成▽世界一流の企業、大学、研究機構の育成▽多くの優秀人材の育成、誘致——などが「計画綱要」に取り込まれている。(国家知識産権網 2011年2月17日)

○司法関連の動き

★★★1. 「日産」を模倣した「日産嘉和」、北京高裁で取消の判決★★★

「日産」と「NISSAN および図」の商標を模倣したものとして、国家工商行政管理総局の商標評審委員会(審判担当部署)が下した「日産嘉和」商標を取消す決定をめぐる審決取消訴訟で、北京市高級人民法院(高等裁判所)はこのほど、審決が妥当だとする北京市第一中級人民法院の第一審判決を維持する旨の判決を下した。

「日産嘉和」は北京市華夏長城高級潤滑油有限責任会社が潤滑油などに使用する商標で、2000年3月に登録出願し、翌4月に登録が認められた。2006年4月、日産自動車は中国馳名商標と認定されている自社の「日産」と「NISSAN および図」を模倣したものだとして主張し、商標評審委員会に同登録商標の取消しを求めた。商標評審委員会では日産自動車の主張を認め、取消しの審決を出したが、華夏長城社が北京市第一中級人民法院に審決取消訴訟を提起。第一審では裁判所が▽日産自動車の2件の商標はそれぞれ1979年と1995年に中国で商標登録し、すでに中国馳名商標だと認定されている▽「日産嘉和」の文字内容と図形のデザインは2件の商標と類似する▽「日産嘉和」の使用商品の潤滑油は2件の商標の使用商品である自動車とは密接に関連している——などとし、商標評審委員会の審決を維持する判決を下した。

華夏長城社がこの判決を不服とし、さらに北京市高級人民法院に控訴したが、北京市高

級人民法院では、商標評審委員会の取消審決と第一審判決が適当と認め、控訴を却下する旨の判決を下した。(国家知識産権網 2011年1月26日)

★★★2. 最高裁、2010年の裁判業務で報告書発表★★★

2010年に全国の各裁判所で結審された知的財産権民事事件は4万1718件、前年より36.74%増加した。知的財産権の司法保護が確実に進められている。最高人民法院(最高裁)がこのほど発表した、昨年の裁判業務などをまとめた報告書「2010年人民法院裁判執行活動情況」でわかった。

最高裁では昨年、知的財産権の司法保護を推し進めるために、「商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件の審理における若干問題に関する意見」の発布、知的財産権民事事件の管轄基準の調整、馳名商標の司法認定の規範化を含めた一連の措置を講じたほか、中国知的財産権司法保護状況白書や典型事例年度レポートを作成・発表するなど、司法保護のPRに力を入れていた。さらに、中国科学技術協会と協力覚書を締結して、アカデミー会員を最高裁のアドバイザーとして招聘し、知力の面で業務能力の充実を図るようにしてきた。

司法監督・指導の分野では、最高裁は昨年、「経済発展方式の転換加速に司法保障とサービスを提供するための若干意見」を含め、20の司法解釈と58の指導意見を発布するなど、力強い司法で国の重大戦略の実施徹底と上海万博など重要イベントの開催を支えていた。(国家知識産権網 2011年2月11日)

○統計関連

★★★1. 2010年の商標登録出願、107万2千件★★★

中国の昨年の商標登録出願は107万2千件に達した。累計では2010年末までの出願件数が829万5千件、登録件数が562万8千件で、有効登録商標が460万4千件となっており、いずれも世界最多だった。国家工商行政管理総局の関係者への取材でわかった。

国際出願では、国家工商行政管理総局の商標局が昨年に受理した、中国を領域指定としたマドリッド国際登録出願は15万4千件で、6年連続で世界トップとなっている。一方、国内出願者が商標局を通じて提出したマドリッド国際登録出願が累計で1万1415件、発展途上国では最多であった。

昨年に商標局が計148万1千件の商標出願を審査し、2ヵ月前倒しで「三年間で商標審査の滞貨問題を解決する」という目標を達成した。商標審査の周期も一年以内に短縮した。工商当局では現在、商標審査の効率をいっそう高め、2012年に審査周期を10ヵ月以内にすることを目標に挙げている。(国家知識産権網 2011年1月27日)

★★★2. 中国の国際特許出願数、世界4位に★★★

世界知的所有権機関(WIPO)は9日、中国の国際特許の出願数が昨年急増し、すでに世界第4の出願国となったとジュネーブで発表した。

WIPOの発表したデータによると、2010年の国別の出願件数ランキングは、米国(44855件)、日本(32156件)、ドイツ(17171件)、中国の順だった。中国の「特許協力条約」に基づく国際特許の出願数は2009年の7900件から昨年は56.2%増の1万2339件に急増した。

企業別の出願件数ランキングでは、中国企業2社が世界トップ10に入った。そのうち中興通迅(ZTE)は1863件の国際特許出願件数で09年の20位から2位に飛躍、華為技術は1528件の特許出願で4位だった。

一方、大学別の出願件数ランキングでは、世界トップ 50 に中国の大学はなかった。米国の大学 30 校が国際特許を 306 件から 30 件を出願し、世界トップ 50 に名前を連ねた。

WIPO によると、東北アジアの国際特許の出願件数は勢いよく伸びており、その分野の成長をけん引する世界的な原動力となりつつあるという。中国のほか、日本と韓国の国際特許出願数もそれぞれ 7.9%と 20.5%伸びた。(国家知識産権網 2011 年 2 月 10 日)

★★★3. 上海、人口百万人当たりの特許登録が 299 件に★★★

上海市の 3 種類権利の登録件数は 2010 年には 4 万 8215 件、前年より 38.1%増加し、このうち特許の登録件数は同 14.5%増の 6867 件であった。上海市の常住人口 2300 万人で試算すると、人口百万人当たりの特許登録件数は 299 件、2004 年発布の「上海知的財産権戦略綱要」に提示された「2010 年に人口百万人当たりの特許登録件数が 150 件に達する」という目標を大幅に超過達成した。国家知識産権局が発表したデータでわかった。

出願件数では三種類権利の合計は過去最高を記録した 7 万 1196 件で、2009 年より 14.4%増加。このうち、特許出願は 2 万 6165 件で同 18.9%増、全体に占める比率は 37%に達している。

昨年に上海市の交付した知的財産権取得費補助金は 7700 万元で、2009 年よりおよそ 10%増加している。(国家知識産権網 2011 年 1 月 30 日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局 (SIPO) より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved